第２章　この計画のポイント

第２章　この計画のポイント

前計画では、一定の要件を満たす建築等の行為を対象に計画の早い段階から協議を行う「景観プレ・アドバイス」、景観資源を市民等に広く周知することに主眼を置いてゆるやかに位置付ける「活用促進景観資源」、地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針である「景観まちづくり指針」を策定できる制度を新たな仕組みとして導入しました（これまでの経緯は P120～121）。この計画では、これまで創り上げてきた仕組みを活用し、「札幌らしさをより感じられる景観形成」と「これまでの取組を踏まえた改善・強化」の２点を重視した取組を進めることとしました。これらについて２－１、２－２に示します。

２－１　札幌らしさをより感じられる景観形成に向けた取組

令和４年（2022 年）に策定された札幌市の最上位計画である「第２次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」では、『「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ』を目指すべき都市像として掲げました。また、目指すべき都市像の実現に向けた 20 の「まちづくりの基本目標」の中に、「コンパクトで人にやさしい快適なまち」や「世界を引き付ける魅力と活力あふれるまち」を設定しました。

札幌の魅力を高め、活力のあるまちづくりにつなげていくことや、札幌に住んでいる方の暮らしの満足度を高めていくためには、札幌らしさをより感じられる景観の形成が不可欠と考えられます。景観形成に向けて、「都市の魅力向上を目指す取組」と「きめ細かな景観誘導」に取り組むこととします。

（１）都市の魅力向上を目指す取組

「眺望」、「夜間景観」、「雪・冬季の景観」を都市の魅力として捉え、これらに着目した取組を行います。

「眺望」の魅力向上を目指す取組（第 10 章『都市の魅力向上を目指す取組』 P 72 を参照）

札幌には、市街地全体を見晴らすことができる山地などの標高の高い場所、河川と街並みなどを見晴らすことができる河川に架かる橋、建築物が立ち並ぶ街並みを見通すことができる通りや交差点など、まちの特徴をつかむことができる場所があります。まちの歴史やまちづくりが視覚的に感じられるこれらの場所からの眺望の魅力がより高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。

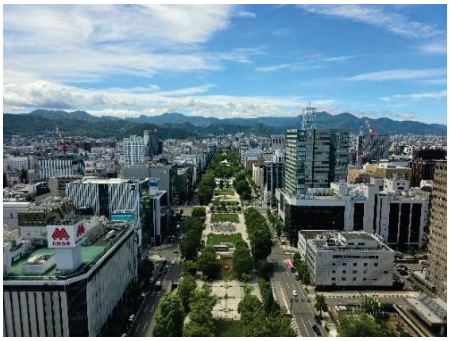


図 2-1 さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望

「景観配慮・創出に向けた誘導」を行う眺望（景観形成の対象とする眺望）は、札幌の眺望として広く内外に認識されているものから設定します。また、「景観配慮・創出に向けた誘導」を重点的に取り組んでいく眺望（重点眺望）は、景観形成の対象とする眺望のうち、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められるものを設定します。



図 2-2 活用促進景観資源第 17 号 かつら坂

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	①良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙１－３）に眺望に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。
	②景観形成の対象とする眺望のうち、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められる重点眺望を魅力あるものとするため、景観プレ・アドバイス制度を活用した誘導を行います。
普及啓発	①活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる眺望や、愛着や誇りが持てる眺望を登録し、普及啓発を行います。

「夜間景観」の魅力向上を目指す取組（第 10 章『都市の魅力向上を目指す取組』 P 73 を参照）

札幌には、市街地全体の夜景を一望できる展望台などの標高の高い場所、街路灯や建築物から漏れ出る光などによる夜景を見通せる通りや交差点、イベントの夜景に親しめる場所など、夜間のまちの特徴をつかむことができる場所があります。昼と異なる夜間景観の魅力があるこれらの場所からの夜間景観の魅力が高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。

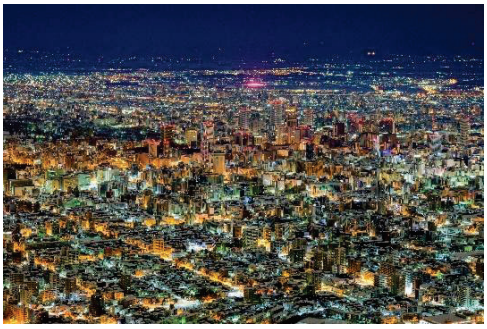


図 2-3 藻岩山展望台から市街地を望む夜間景観

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	①良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙１－３）に夜間景観に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。
	②夜間景観の創出に向けた考え方や優良な取組事例などを示すガイドラインの策定を検討します。
普及啓発	①活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる夜間景観や、愛着や誇りが持てる夜間景観を登録し、普及啓発を行います。
	②夜間景観の創出に資するイベントやライトアップなどに対して支援を行います。

「雪・冬季の景観」の魅力向上を目指す取組（第 10 章『都市の魅力向上を目指す取組』P74 を参照）

冬の札幌には、イルミネーションにより演出された街路樹、積雪後の未踏の雪景色、大通公園に巨大な雪像が現れる雪まつりなど、他の季節とは異なる要素が見られます。雪に包まれ、雪に親しんでいる札幌らしい雪・冬季の景観の魅力が高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。



図 2-4 北 3 条広場と北海道庁旧本庁舎（旧赤れんが庁舎）を望む雪・冬季の景観

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	①良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙１－３）に雪・冬季の景観に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。
普及啓発	①活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる雪・冬季の景観や、愛着や誇りが持てる雪・冬季の景観を登録し、普及啓発を行います。
	②雪・冬季の景観の創出に資する活動やイベントなどに対して支援を行います。

（２）きめ細かな景観誘導

第４章で示す「札幌の良好な景観の形成に当たって目指す姿」目指す姿の実現に向けて、第５章で示す札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針に則り、良好な景観の形成をよりきめ細かに誘導していくため、景観計画区域における良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準等を見直します。また、「山地のみどりに近接している」といった敷地周辺の大きな特徴を捉えた配慮を誘導するために、本市の市街化区域内を市街地の特徴と地形の特徴によって４つに区分（以下この計画では「ゾーン」という。）し、このゾーンに応じた景観形成基準を追加します。（各ゾーンについては第５章５－１（３）街並みの特徴を踏まえた景観形成の方針【市街地等の景観形成の方針】（P45~）及びゾーン区分図Ｐ82を参照）



図 2-5 ゾーン区分図（P82 参照）

2－2 これまでの取組を踏まえ改善・強化する取組

前計画の取組結果や景観に影響を与える近年の社会情勢の変化を踏まえ、改善・強化する取組を推進します。

(1)前計画の取組結果 / (2)景観に影響を与える近年の社会情勢の変化 → 踏まえる → (3)改善・強化する取組

（1）前計画の取組結果

【届出・協議による景観誘導】

主な取組	主な成果	今後に向けた主要な課題
① 景観上優れたものへの誘導方策の充実 ② 届出対象の見直し	● 届出・協議による景観誘導を継続 ● 景観プレ･アドバイスを導入。構想段階８回、設計段階 36 回の合計 44 回実施(令和８年(2026 年) ３月時点) ● 建築物の届出対象行為に「壁面の長さが 50mを超えるもの」を追加等	● 全市一律の景観形成基準による誘導から建築物の規模及び形態の多様化や関連施策などにも対応した、場所の特徴に応じたきめ細かな景観誘導を行うための景観形成基準への見直し ● 公共施設等に対する景観誘導の取組の充実 ● 広告デザインに関する考え方の共有

【景観資源の保全・活用】

主な取組	主な成果	今後に向けた主要な課題
① 景観資源の指定等に関する体系の再整理 ② 景観資源の保全・活用への多様な支援 ③ 多様な主体による景観資源の共有	● 景観重要建造物及び札幌景観資産の指定に加え、周知を主眼とし景観資源をゆるやかに位置付ける活用促進景観資源（愛称：景観の種）の登録制度を導入 ● 建築物以外の登録を推進するなど取組を継続した結果、平成 29 年(2017 年)2 月時点で 28 件であった指定・登録件数は、令和８年(2026 年)3 月時点で 52 件に増加 ● 修繕計画の策定など、助成対象を拡大したほか、求めに応じた景観アドバイザーの派遣を行うなど、支援を拡充	● 景観資源に対する関心の向上や良好な景観形成に資する活動のきっかけにつながる効果的な普及啓発の実施

【地域ごとの景観まちづくりの推進】

主な取組	主な成果	今後に向けた主要な課題
① 地域ごとの景観まちづくりの多様な展開 ② 地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立	● 景観まちづくり指針を制度化し、市内複数の地域で景観まちづくりの取組を実施。７地区で景観まちづくり指針を策定 ● 一部の地区では、市街化調整区域の保全と活用の方針に基づく限定的な土地利用の許容と景観まちづくり指針による景観誘導を連携する取組を実施するなど、他制度との連携を推進	● 景観まちづくりの主体の属性や地域の方々が目指したい方向性を丁寧に見極めたうえで、関連制度の活用を選択肢に入れた地域の実情や目的、目標に合った景観まちづくりの支援の実施

【景観形成に関する普及啓発】

主な取組	主な成果	今後に向けた主要な課題
① 景観に関する教育と体験の機会の提供 **② 多様で効果的な情報発信** **③ 市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実**	● 平成 19 年(2007 年)より実施している「ミニまち」を活用した子どもへの景観教育を引き続き実施 ● 市民団体と連携したイベントの開催や景観担当職員が関連する取組に参加するなど、市民等との協働による普及啓発の取組を実施 ● 市民・事業者等が自発的に行う取組に、景観アドバイザーの派遣や景観まちづくり助成金の交付などの支援を実施	● 普及啓発を単体の施策として捉えるのではなく、各取組の目的に応じた効果的な普及啓発の実施 ● 景観整備推進法人などの団体と連携し、設計者向けの普及啓発などの実施 ● 良好な景観形成に資する優良事例を応援する仕組みの検討

（2）景観に影響を与える近年の社会情勢の変化

【大規模な開発による新たな街並みの形成】

前計画の策定以降、札幌の都心部を中心に再開発の取組が進められ、新たな街並みが形成されています。更新時期を迎えた建築物の建替えが今後も見込まれることから、まちの魅力向上につながる良好な景観形成にむけて、引き続き、届出・協議の制度を活用した誘導が求められています。

【脱炭素社会への転換を目指すことに伴う太陽光発電設備等の増加】

令和２年（2020 年）２月に、札幌市は 2050 年に札幌市内から排出される温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すこととし、市民や事業者と一体となって、脱炭素社会の実現に取り組んでいく考えを表明し、ゼロカーボンシティを宣言しました。温室効果ガス排出量の削減のためには、再生可能エネルギーへの転換を進めていく必要があり、札幌市では取組の一つとして大都市でも普及しやすい住宅・建築物等への太陽光発電設備の設置、市有施設や未利用市有地への太陽光発電設備の導入などを推進しています。

市街地から視対象となる山そのものは自然環境の保全に関わる制度により保全されていますが、市街地とその周辺においては地域との共生や自然環境の保全に配慮しながら、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの活用を前提とした良好な景観形成を誘導していくことが求められています。

【新型コロナウイルス感染症の流行による人々の意識や生活スタイルの変化】

令和２年（2020 年）より世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやワーケーションなどの働き方の変化、自然の癒しを受けられる機会や体験の需要の増加など、一部の人々の意識や生活様式に変化が見られました。

こうした人々の意識や生活スタイルはその時代の流れや様々な要因によって変化するものであり、その時々の人々の意識や生活スタイルに合った効果的な普及啓発の手段を選択し、行うことが求められています。

【技術革新とデジタル化の加速】

AI、IoT などの新技術が急速に発展し、企業や行政にデジタル化が浸透しました。中でもデジタルサイネージを活用した広告がまちなかに増加し、景観に変化をもたらしました。デジタルサイネージを活用した広告は小面積で多くの情報提供が可能、情報の入れ替えが容易、にぎわいに貢献するなどの利点があります。一方で、表示内容に動きがあるなど内照式の広告よりも目を引く傾向があります。

デジタルサイネージを活用した広告の表示に当たっては、良好な景観形成が阻害されないよう、適切な配慮が求められています。

（3）改善・強化する取組

この計画では取組を「建築物等の景観誘導に関する取組」、「公共施設等に関する取組」、「景観資源の保全・活用に関する取組」、「地域ごとの景観まちづくりの推進に関する取組」の４つに整理します。４つの取組ごとの主な強化内容を下表に示します。

	主な強化内容（特に強化するものはアンダーライン）
建築物等の景観誘導に関する取組	● 屋外広告物の広告デザインに関する考え方を示すガイドラインの策定を検討します。 ● 景観形成上の影響が大きいデジタルサイネージについて、景観保全型広告整備地区（札幌市屋外広告物条例（平成 10 年条例第 43 号。以下「屋外広告物条例」という。）に基づく地区指定がされた地区）において、基準の策定を検討します。 ● より良いデザインの建築物等の誘導や幅広い景観に関する取組の広がりに向けて、屋外広告物を対象とした表彰制度といった事業者や市民の景観形成の向上に貢献する取組を応援する仕組みの構築を検討します。 ● 大通地区における屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区の指定(令和６年(2024 年) ３月)、「大通及びその周辺のまちづくり方針―札幌都心はぐくみの軸強化方針―」の策定（令和５年(2023 年)10 月)、「大通公園のあり方」の策定（令和７年(2025 年) ３月) などの取組を踏まえて、大通地区景観計画重点区域の景観形成基準等の見直しを行います。 ● 届出対象行為や景観形成基準等の規程を整理します。
公共施設等に関する取組	● 景観法等に基づく届出や通知（国の機関又は地方公共団体が行う行為について届出に代わる手続）の対象となる公共建築物の新築等や工作物の新設等については、景観形成基準とガイドラインにより誘導を行います。 ● 公共施設等のうち特に重要なものを景観重要公共施設として定める取組に着手するため、方針を定めます。
景観資源の保全・活用に関する取組	● 景観に関する興味関心を高める情報発信を行います。また、市民や事業者からの登録の提案を促進するため、広く制度の周知を図ります。

地域ごとの景観まちづくりの推進に関する取組	● 景観法による枠組にとらわれず、多様な分野と連携し、取組を展開します。 ● 市民等の景観形成に関する興味・関心を高めることを目的に、普及啓発を行います。

2－3 前計画の章立てとこの計画の章立ての比較

前計画における章立て	この計画における章立て
1章 目的と位置付け	**1章 目的と位置付け**
1-1 計画策定の目的	1-1 計画策定の目的
1-2 位置付け	1-2 位置付け
1-3 計画の前提	1-3 計画期間・対象区域
1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題	**2章 この計画のポイント**
1-5 計画の構成	2-1 札幌らしさをより感じられる景観形成に向けた取組
2章 札幌の景観特性	2-2 これまでの取組を踏まえ改善・強化する取組
2-1 自然	2-3 前計画の章立てとこの計画の章立ての比較
2-2 都市	**3章 札幌の景観の特徴**
2-3 人（暮らし）	3-1 景観の捉え方
3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢	3-2 景観の特徴
3-1 理念	**4章 基本理念・目指す姿・基本姿勢**
3-2 目標	4-1 基本理念
3-3 基本姿勢	4-2 札幌の良好な景観の形成に当たって目指す姿
4章 良好な景観の形成に関する方針	4-3 基本姿勢
4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針	**5章 良好な景観の形成に関する方針等**
4-2 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針	5-1 札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針
5章 良好な景観の形成に向けた取組	5-2 特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針等
5-1 届出・協議による景観誘導	5-3 景観形成に向けた取組の方針
5-2 景観資源の保全・活用	**6章 建築物等の景観誘導に関する取組**
5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進	6-1 景観計画重点区域の取組
5-4 景観形成に関する普及啓発	6-2 景観プレ・アドバイス等による事前協議
6章 計画の推進にあたって	6-3 届出
6-1 計画の推進体制	6-4 景観形成基準等の補完
6-2 計画の進行管理	6-5 屋外広告物
別表	6-6 普及啓発
景観計画区域における景観形成基準等ほか	**7章 公共施設等に関する取組**
	7-1 景観誘導等
	7-2 景観重要公共施設
	8章 景観資源の保全・活用に関する取組
	8-1 景観重要建造物等の指定方針
	8-2 活用促進景観資源（愛称：景観の種）の登録
	8-3 普及啓発
	8-4 景観資源の保全・活用への支援
	9章 地域ごとの景観まちづくりに関する取組
	9-1 多様な分野との連携と関連制度等の活用
	9-2 景観まちづくり指針
	9-3 普及啓発
	9-4 景観まちづくり活動への支援
	10章 都市の魅力向上を目指す取組
	10-1 「眺望」の魅力向上を目指す取組
	10-2 「夜間景観」の魅力向上を目指す取組
	10-3 「雪・冬季の景観」の魅力向上を目指す取組
	11章 計画の推進
	11-1 推進体制
	11-2 進行管理と成果指標
	11-3 ロードマップ
	別紙
	景観計画区域における景観形成基準等ほか